

○大東市自治区市民会議活動補助金等交付要綱

平成28年12月5日

要綱第73号

改正 平成31年3月29日要綱第23号

令和元年6月7日要綱第7号

(目的)

第1条 この要綱は、大東市補助金等の交付等に関する条例（平成31年条例第3号）および大東市補助金等の交付等に関する条例施行規則（平成31年規則第6号）の定めるもののほか、市民が地域で事業を実施するなどして主体的にまちづくりに参加し、大東市における住民自治の推進を図るため、市民が集まり、まちづくりの課題について議論し、交流するために設立された全世代地域市民会議（以下「市民会議」という。）の活動を支援するための自治区市民会議活動補助金等（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は次のとおりとする。

- (1) 自治区市民会議活動補助金 自治区を単位として設立された自治区市民会議の活動を支援するためのもの
- (2) 合区市民会議活動補助金 複数の市民会議が設立されていない自治区により設立された合区市民会議の活動を支援するためのもの
- (3) 協議会市民会議活動補助金 複数の市民会議が設立されている自治区または複数の市民会議が設立されている自治区と市民会議が設立されていない自治区により設立された協議会市民会議の活動を支援するためのもの

(対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、全世代地域市民会議設立届受理証が交付された市民会議とする。

2 補助金の交付の対象となる費用は、市民会議が行う次に掲げる活動に要した費用とする。

- (1) 安全・安心な地域づくりを推進するための活動
- (2) 保健、医療または福祉を通して地域づくりを推進する活動
- (3) 郷土愛の醸成を目的とした活動

- (4) 地域の伝統文化または郷土芸能を通して地域づくりを推進する活動
- (5) 地域の生活環境の改善、景観づくりまたは自然環境保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する活動
- (7) 地域の特性を生かした産業振興のための活動
- (8) 地域コミュニティの育成に関する活動
- (9) 前各号に掲げるもののほか、個性豊かな住みよい地域社会を構築するための活動
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 自治区市民会議活動補助金 次のアからウまでに規定する算出方法を用いて得た額の合計額(以下「参加割による算出方法」という。)とする。
 - ア 次のいずれかの算出方法を用いて得た額
 - (ア) 自治区市民会議が設立された自治区内に居住し、かつ、当該補助金に係る申込みを行う日の属する年度の4月1日現在において本市の住民基本台帳に記録された6歳に達している者の数に300円を乗じて算出して金額に10分の7を乗じて得た額
 - (イ) 自治区市民会議が設立された自治区内に居住し市民会議に参加または市民会議の設立の趣旨に賛同する意思を表明した6歳に達している者(以下「在住参加賛同者」という。)の数に300円を乗じて得た額
 - (イ) 自治区市民会議が設立された自治区内に在勤し、市民会議に参加または市民会議の設立の趣旨に賛同する意思を表明した者(以下「在勤参加賛同者」という。)の数に200円を乗じて得た額
 - ウ 自治区市民会議が設立された自治区内に在学し、市民会議に参加または市民会議の設立の趣旨に賛同する意思を表明した者(以下「在学参加賛同者」という。)の数に100円を乗じて得た額
 - (2) 合区市民会議活動補助金 次のいずれかの算出方法を用いて得た額
 - ア 市民会議に参加する自治区の数に100,000円を乗じて得た額
 - イ 次の(ア)から(ウ)までに規定する算出方法を用いて得た額の合計額
 - (ア) 在住参加賛同者の数に300円を乗じて得た額
 - (イ) 在勤参加賛同者の数に200円を乗じて得た額

(ウ) 在学参加賛同者の数に100円を乗じて得た額

(3) 協議会市民会議活動補助金 市民会議に参加する自治区の数に100,000円を乗じて得た額とする。

(申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みをしなければならない。

(1) 活動計画書

(2) 収支予算書

(3) 在住参加賛同者、在勤参加賛同者または在学参加賛同者がある場合にあっては、当該参加賛同者名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付の申込みは、1の市民会議につき1年度において1回を限度とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を確認した上で、補助金交付の可否を決定し、その旨を交付決定通知書（様式第2号）により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うに当たっては、次に掲げる条件を付すことができる。

(1) 補助金に係る会計監査を拒むことができないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(申込内容の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付の申込みの内容を変更しようとするときは、事前に申し出の上、市長の求めに応じて、速やかに交付申込内容変更届出書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認した上で、当該変更の承認の可否を決定し、その旨を交付申込内容変更（承認・不承認）決定通知書（様式第4号）により、補助決定者に通知するものとする。

(申込内容の取下げ等)

第8条 補助決定者は、補助金の交付の申込みを取下げようとするときまたは補助金の交付の決定を受けた活動（以下「補助決定活動」という。）を中止しようとするときは、直ちにその内容および理由を記載した書面に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

（請求等）

第9条 補助決定者は、速やかに交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を概算により交付し、第12条の補助金の額の確定後に精算するものとする。

（是正のための措置）

第10条 市長は、補助決定活動の実施状況について、補助決定者から報告を求めることができる。この場合において、市長は、補助決定活動の実施状況が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助決定活動についてこれらに適合させるための措置をとるべきことを補助決定者に命じるものとする。

（実績報告）

第11条 補助決定者は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度中に補助決定活動を完了し、当該年度の翌年度の4月末日までに実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 活動の実施に要した経費に係る領収書の写し
- (4) 購入した10,000円以上の物品の一覧を記載した書面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を確認し、必要に応じて調査等を行った上で、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を確定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

（概算払の精算）

第13条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けた場合において、そ

の額が既に交付された補助金の額よりも少額であるときは、その差額を返還しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助決定活動以外の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定後に生じた事由により、補助決定活動の全部もしくは一部を継続する必要がなくなったと市長が認めるときまたは補助決定活動の全部もしくは一部の継続が不能となったと市長が認めるとき。
- (4) 第8条に規定する補助金交付の決定に係る申込みの取下げまたは補助決定活動の中止の届出があったとき。
- (5) この要綱の規定に違反したときまたは第10条の規定に基づく是正のための措置に従わなかつたとき。
- (6) 前各号に定める場合のほか、市長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(帳簿等の整備)

第16条 補助決定者は、補助決定活動に係る収入および支出に関する帳簿および証拠書類を整備し、補助決定活動の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成31年要綱第23号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定に基づき作成した用紙は、改正後の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(令和元年要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。